

工事現場における施工体制の点検要領

令和7年3月24日

(目的)

第1 この要領は、宮崎市が発注する建設工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、監督業務等において把握すべき点検事項を定め、工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

(対象)

第2 宮崎市が発注する建設工事で実施する。ただし、緊急工事、局所工事、年間維持工事など、発注者の点検が困難な工事は対象外とすることができる。

なお、点検のうち監理技術者等の専任性に関する点検は、配置技術者の資格要件が専任配置となっている工事について行うこと。また、施工体制台帳に関する点検は、下請負契約を締結した工事について行うこと。

(施工体制の点検)

第3 監督員は、次の時点毎にそれぞれ定める内容について現場で施工体制点検を行う。点検にあたっては、「施工体制点検フロー図」(別紙1)に基づき実施することとし、点検の結果は、「施工体制点検表」(様式第1号)に記載し、項目別の詳細については、下請工事がない場合は様式第2号に、下請工事がある場合は様式第3号に記録することとする。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(1) 工事着手前等

- ①宮崎市工事請負契約約款第10条に基づく選任通知書に記載された技術者等(技術者、専門技術者、現場代理人をいう。以下同じ。)と同一人であること。適正な配置となっていること及び技術者又は専門技術者の資格要件を確認すること。
- ②監理技術者を配置すべき工事については、「監理技術者資格証」及び「監理技術者講習終了証」の両方を携帯していること。
- ③コリンズ(CORINS)の登録がされていること。
- ④下請工事がある場合、提出された施工体制台帳に記載してある技術者等と①で提出された技術者等が同一人であること。

※施工体制台帳は、原則工事着手前に確認を行うが、工事内容の変更等により新たに一部下請負が発生した場合は、その都度(下請負の業者が作業を行う前に)確認を行う。

(2) 工事施工中1回

- ①建設業許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されていること(下請負人のものは、掲示不用)。
- ②建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること。
- ③労災保険関係の掲示項目が掲示されていること。
- ④法令等に基づき再生資源利用(促進)計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示されていること(対象工事の場合)。

⑤下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示がされていること。

(3) 工事施工中概ね1回以上

①技術者の専任状況及び現場代理人の常駐状況を確認し、選任通知書によりあらかじめ通知を受けた技術者等と同一人であり、適正な配置となっていること。

②施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請契約書及び再下請契約書等が現場に備え置かれていること。

③現場の施工体制が一括下請負に該当していないこと。

④社会保険等未加入の建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方にしていないこと。

⑤施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないこと。

⑥施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されていること。

⑦技術者等の変更があった場合、その手続き等が適正に行われていること。また、専任の技術者については、直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(点検結果の取扱い)

第4 点検結果の取扱いは次のとおりとする。

(1) 所属内の報告

監督員は、工事現場における施工体制点検を実施したときは、遅滞なく「施工体制点検表」「施工体制細目チェック表」により、点検結果の報告を行う。

(2) 工事検査員への提示

監督員は、「施工体制点検表」、「施工体制細目チェック表」を工事検査時に工事検査員に提示すること。

(3) 工事成績評定への反映

入札・契約手続における技術者の専任性の確認及び工事現場における施工体制の点検を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があり、文書により改善指示等を行った場合においては、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

(改善措置)

第5 監督員は、施工体制の点検を行った結果、点検内容に疑義があると認められる場合には、当該工事の受注者から意見を聴取するものとする。

2 監督員は、前項の意見聴取において、その事実が認められた場合には、受注者に対し改善の指導を文書により行うとともに、所属長へ速やかに報告するものとする。

3 所属長は、受注者が前項の規定に基づく指導に従わない場合、又は、速やかな改善が見込めない場合、受注者に対し改善請求を行うとともに、契約担当課長及び技術検査室長へその内容等を報告する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に予算執行伺いの決裁を受ける工事から適用する。